

議案第六十五号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表一の部（一）の款中「四〇〇円」を「四八〇円」に、「一六〇円」を「一九〇円」に、「二〇〇円」を「二四〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に、「五〇〇円」を「六〇〇円」に改め、同部（二）の款中「四、五〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「六、七五〇円」に改め、同部（三）の款中「四、四〇〇円券」を「五、二八〇円券」に、「四、〇〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「九、二〇〇円券」を「一、〇四〇円券」に、「八、〇〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「五、五〇〇円券」を「六、六〇〇円券」に、「五、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一、一、五〇〇円券」を「一、三、八〇〇円券」に、「一〇、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改める。

神
明

	敬老室（和室）	展示ギャラリー	ダンススタジオ	音楽スタジオ	集会室 D（和室）	集会室 C（洋室）
		二、一〇〇〇円	一、六〇〇〇円	六〇〇〇円	八〇〇〇円	一、二〇〇〇円
		二、八〇〇〇円	二、二〇〇〇円	八〇〇〇円	一、〇〇〇〇円	一、六〇〇〇円
	六〇〇〇円	二、八〇〇〇円	二、二〇〇〇円	八〇〇〇円	一、〇〇〇〇円	一、六〇〇〇円
<p>一 午後、午 二 日曜日、午後 三 平日、午後</p>				<p>○るピ 円場ア 増合ノ とは、 す、使 。〇す</p>		<p>る五電 。五用 〇す磁 円調 増る器 と場具 す合を</p>

虎ノ門			
敬老室（和室）	多目的室	リハーサル室	体育館
	一、四〇〇円	三〇〇円	六、四〇〇円
	一、八〇〇円	四〇〇円	八、五〇〇円
六〇〇円	一、八〇〇円	二〇〇円	五、六〇〇円
		<p>二 一 る十ら七時 日後 。分午時間夜曜の午 ま後三は間日利前 で九十 `のに用及 と時分午利限はび す三か後用る `午</p>	<p>○は使音きは使コ円に場トス○る装増一 円 `用響一 `用ン増つ合をポ○場置 `、 増二すセ○一すセ `きは使ッ○合を舞二 と `るッ○個るンフ五 `用ト円は使台○ す四場ト円に場トロ○一すラ増 `用照○ る○合を増つ合をア○台るイ `一す明円</p>

麻布		ありす						南麻布			
敬老室（和室）	講習室（洋室）	敬老室（洋室）	多目的室	講習室（洋室）	集会室C（洋室）	集会室B（洋室）	集会室A（和室）	敬老室（和室）	集会室C（和室）	集会室B（洋室）	集会室A（洋室）
	一、四〇〇円		二、七〇〇円	一、五〇〇円	二、二〇〇円	一、五〇〇円	七〇〇円		一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
	一、九〇〇円		三、六〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	二、〇〇〇円	九〇〇円		一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円
一、八〇〇円	二、五〇〇円	三、八〇〇円	三、六〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	二、〇〇〇円	九〇〇円	三、四〇〇円	一、九〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円
			○るピア増とは、使用する。○	る。五〇円増とする。	ガス調理器具を、使用する場合は、						

	飯倉				西麻布						
集会室 A (和室)	敬老室 (和室)	集会室 C (和室)	集会室 B (洋室)	集会室 A (洋室)	敬老室 (和室)	講習室 B (洋室)	講習室 A (洋室)	集会室 C (洋室)	集会室 B (洋室)	集会室 A (和室)	多目的室
五〇〇円		七〇〇円	九〇〇円	九〇〇円		一、一〇〇円	一、三〇〇円	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	八〇〇円	三、九〇〇円
八〇〇円		一、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円		一、五〇〇円	一、八〇〇円	一、三〇〇円	一、九〇〇円	一、一〇〇円	五、二〇〇円
一、〇〇〇円	三、一〇〇円	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	三、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、八〇〇円	一、三〇〇円	一、九〇〇円	一、一〇〇円	五、二〇〇円
						ガス調理器具を使用する場合は、五〇〇円増とす	陶芸窯を使用する場合、二〇〇円増とす				

青 山								赤 坂	
体育館	敬老室（洋室）	講習室 D（洋室）	講習室 C（洋室）	講習室 B（洋室）	講習室 A（和室）	集会室 B（洋室）	集会室 A（洋室）	敬老室（和室）	集会室 B（洋室）
四、〇〇〇円		一、〇〇〇円	一、二〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	一、三〇〇円	七〇〇円		四〇〇円
五、二〇〇円		一、四〇〇円	一、六〇〇円	七〇〇円	六〇〇円	一、七〇〇円	九〇〇円		五〇〇円
七、一〇〇円	二、三〇〇円	一、四〇〇円	一、六〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	一、七〇〇円	九〇〇円	二、四〇〇円	七〇〇円
		○るピア場合は、使用する。○	る。五〇〇円増とす、ガス調理器具を、使用する場合は、	る。七〇〇円増とす、陶芸窯を使用す					る。三〇〇円増とす、ガス調理器具を、使用する場合は、

白金台							白金		
敬老室（和室）	ホール	集会室 E（洋室）	集会室 D（和室）	集会室 C（洋室）	集会室 B（洋室）	集会室 A（和室）	敬老室（和室）	集会室 D（和室）	集会室 C（洋室）
	五、〇〇〇円	六〇〇円	五〇〇円	六〇〇円	九〇〇円	四〇〇円		五〇〇円	八〇〇円
	六、六〇〇円	八〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	六〇〇円		六〇〇円	一、一〇〇円
二、〇〇〇円	八、八〇〇円	八〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	六〇〇円	二、九〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円
		ガス調理器具を使用する場合は、五〇〇円増とす		陶芸窯を使用する場合は、二〇〇円増とす	ピアノを使用する場合は、五〇〇円増とする				ガス調理器具を使用する場合は、五〇〇円増とす

港南		
敬老室B (和室)	敬老室A (和室)	多目的室
		一、六〇〇円
		一、九〇〇円
九〇〇円	二、九〇〇円	二、二〇〇円

備考 午前、午後及び夜間の利用時間には、準備及び整理に要する時間を含むものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表一の部の改正規定 平成二十六年四月一日
- 二 別表二の部の改正規定 (ありすに係る部分に限る。) 平成二十六年六月一日
- 三 別表二の部の改正規定 (西麻布に係る部分に限る。) 区規則で定める日

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区立いきいきプラザ条例 (以下「新条例」という。) 別表二の部の規定 (ありすの項及び西麻布の項を除く。) は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

3 新条例別表二の部ありすの項の規定は、平成二十六年九月一日以後の使用分について適用

する。

4 新条例別表二の部の規定にかかわらず、平成二十六年八月三十一日までの港区立本村いきいきプラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 新条例別表二の部西麻布の項の規定は、港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例（平成二十五年港区条例第三十六号）の規定による第二条の表港区立西麻布いきいきプラザの項の改正規定の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

6 この条例による改正前の港区立いきいきプラザ条例第九条第二項の規定により発行した定期利用券及び回数券については、平成二十六年四月一日以後においても、なお使用することができる。

（説明）

いきいきプラザの使用料を改定するほか、ありすいきいきプラザ及び移転後の西麻布いきいきプラザの使用料を定めるため、本案を提出いたします。